

28文科生第150号
平成28年4月28日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
専修学校を置く国立大学長 殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長
有松育子

(印影印刷)

平成28年(2016年)熊本地震に伴う専修学校・各種学校の
生徒のボランティア活動について(通知)

このたびの平成28年(2016年)熊本地震により被害や影響を受けている専修学校・各種学校においては、被災した生徒の修学上の配慮等について、「平成28年(2016年)熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について」(平成28年4月20日付け文部科学省生涯学習政策局長通知)等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいておりますことに改めて感謝申し上げます次第です。

今後、災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する生徒が出てくることを見込まれます。

生徒が、学校の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる生徒の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する生徒が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記事項について、各専修学校・各種学校における特段の配慮をお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、生徒がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各専修学校・各種学校の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、当該ボランティア活動の実践を、各学校における授業の一環として位置付けることができること。

また、専修学校の高等課程又は専門課程にあつては、当該ボランティア活動自体を、当該高等課程又は専門課程の授業科目の履修とみなすことができること(別添参照条文)。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など生徒の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する生徒に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等(参考「ボランティア活動に関わる保険の例」参照)への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線:2939)
FAX 03-6734-3715
E-Mail syosensy@mext.go.jp

<参照条文>

◎専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。
- 5 （略）

◎専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成十一年文部省告示第八十四号）

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（以下「省令」という。）第十条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。

なお、改正前の省令第九条第二項の規定により、別に定めることとされた学修を定める件（平成六年文部省告示第八十三号）は廃止する。

- 1 省令第十一条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。
 - 一 大学、短期大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修
 - 二 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定による文部大臣の認定を受けた通信教育における学修
 - 四 技能審査の認定に関する規則（昭和四十二年文部省告示第二百三十七号）による文部大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人の規定による法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の目的に照らし適切なものであること。
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。
 - 六 継続的に行われる活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。）のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動
 - ロ スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの
- 2 省令第十一条第三項の別に定める学修は、1に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。
 - 一 高等専門学校の課程における学修で、専修学校において、専門課程における教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 二 大学の専攻科における学修
 - 三 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

ボランティア活動に関わる保険の例（平成 28 年度時点）

○ 社会福祉協議会のボランティア活動保険
【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人のボランティア活動での事故に対応

- ・ 保険期間 1年間（毎年度4. 1～翌年3. 31）
- ・ 年間保険料（天災タイプ） 補償額に応じて430円又は650円
- ・ 保険金 死亡・後遺障害 1,200万円又は1,800万円

（注1）ボランティア活動保険は、「日本国内における『自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動』」を対象としています。

（注2）「授業の一環」としての活動、学校管理下にある教員ならびに生徒のボランティア活動は、本会のボランティア活動保険の対象外となります。

<http://www.shakyo.or.jp/index.htm>

○ スポーツ安全保険
【(公財)スポーツ安全協会】

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を補償対象

- ・ 保険期間 1年間（毎年度4. 1～翌年3. 31）
- ・ 年間保険料 800円
- ・ 保険金 死亡2,000万円、後遺障害3,000万円（最高）

（注1）正課や学校行事など学校教育活動は補償出来ません。

（注2）地震・噴火・津波などの事由による事故は補償出来ません。

<http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>